

議事日程第2号

平成29年6月12日(月曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(1番~4番)

出席議員 (12名)

議長 大沢 まり子	1番 奥村 雄二	2番 安藤 信治
3番 伏屋 光幸	5番 高山 由行	6番 山口 政治
7番 安藤 雅子	8番 柳生 千明	9番 山田 儀雄
10番 加藤 保郎	11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 伊左次 一郎
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 亀井 孝年
企画調整 担当参事 森島 嘉人	教育参事兼 学校教育課長 山田 徹
総務防災課長 須田 和男	企画課長 小木曾 昌文
環境モデル都市 推進室長兼 山田 敏寛 まちづくり課長	亜炭鉱廃坑 対策室長 鍵谷 和宏
税務課長 中村 治彦	住民環境課長 若尾 宗久
保険長寿課長 日比野 伸二	福祉課長 高木 雅春
農林課長 可児 英治	上下水道課長 大鋸 敏男

建設課長 筒井 幹次

会計管理者 佐久間 英明

生涯学習課長 石原 昭治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各務 元規

議会事務局

書記 丸山 浩史

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9 番 山田儀雄君、10 番 加藤保郎君の 2 名を指名します。

一般質問

議長（大沢まり子君）

日程第 2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔・明瞭にされるようお願いします。

7 番 安藤雅子さん。

7 番（安藤雅子君）

おはようございます。

1 番目での質問というのは初めてですので、またきょう、傍聴の方も大勢見えておられまして、とても緊張しております。

私の質問は、筋力トレーニング施設の活用についてです。

先日、上之郷に防災コミュニティセンターが開設され、竣工式には多くの方が参加をされました。この施設の中には筋力トレーニングのコーナーも設けられており、これで御嵩町には上之郷、御嵩、伏見と 3 地区に筋力トレーニング施設ができ上がりました。近隣にもこれだけ施設の充実している市町村はありません。

町民に、健康で介護の要らない生活を送ってほしいとの町長の熱い思いから、3 つもの施設がつくれ、これからはその思いに応えるべく、施設の有効活用が大きく期待をされる所
です。

現在、人口の高齢化が進み、医療費や介護費が増大をしています。介護保険は要支援の部分に関しては国から町へと事業が移りました。町では、新たに 65 歳以上でも元気な方にはボランティアを呼びかける取り組みも始まっています。年老いても、いつまでも健康で、人の世話にならないで暮らしたいと誰もが望んでいます。

以前にもお尋ねをして、65 歳以上に関しては、筋力トレーニング教室、フォローアップ教室では介護認定を受ける人が予定より少なく、効果が出ているとお答えを受けており、当時、みたけ健康館だけではフォローアップ教室の希望者のニーズに応え切れない状況もあったと記憶しています。

伏見にこここ館がオープンしてから、フォローアップ教室の参加人数も格段に上昇しています。ある程度の運動量を確保し、定期的に運動を続けることはなかなか難しいのですが、多くの方が継続していらっしゃるということは、魅力的で有効な運用がなされているということの実証であり、関係者の努力をとてもうれしく思っています。

それに比べて、一般筋トレの利用者はとても少ないように見られますが、1日の利用者は何人くらいですか。

現在、一般筋トレはおおむね 16 歳から 64 歳が利用可能で、月に 1 度の講習会は毎回定員の 12 人前後の方が受講してみえます。これは、筋トレや運動、健康に興味があり、必要性を感じて、やってみたいという方が多くあるということです。以前は利用年齢や利用時間に各館のばらつきがあったのですが、担当課の努力のおかげで 3 館とも同じ条件で活用できるようになり、利用の機会や対象者の枠が広がり、平成 26 年からでも 500 人程度の受講者がおられるようですが、実際の利用はそれほど多いようには見えません。ニーズがあるのに、利用が少ない。この原因はどのように考えてみえますでしょうか。

一般筋トレに関して、指定管理者と内容についての協議はどのようになされておりますか。

利用者をふやすための方策はどんなことを考えてみえますか。

将来の展望も含めて、以上 4 点をお尋ねします。御答弁よろしくお願ひいたします。

議長（大沢まり子君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

おはようございます。

安藤雅子議員からは、筋力トレーニング施設の活用について 4 つの質問をいただいております。

まずは、質問にお答えする前に、御嵩町の筋力トレーニング施設の利用状況について報告をさせていただきます。

町内のトレーニング施設につきましては、平成 22 年度にみたけ健康館、27 年度に伏見にこここ館、そして、本年度 4 月に供用開始いたしました防災コミュニティセンター内の施設ということで、順次整備を行ってまいりました。現在、この 3 つの施設で筋力トレーニング教室、それから高齢者筋力トレーニングフォローアップ教室、一般成人筋力トレーニング教室を行っております。

各教室の利用状況ですが、平成 28 年度の実績で言いますと、みたけ健康館、伏見にこここ館、合わせた数字になりますが、高齢者筋トレ教室で年間開催数が 60 回、参加人数 545 人、1 回当たりの参加人数が約 9 人、それから高齢者筋トレフォローアップ教室では、開催数が 646 回、参加人数 1 万 372 人、1 回当たりの参加人数が約 16 人、一般成人筋トレ教室は、開催数が 906 回、参加人数が 3,515 人、1 回当たりの参加人数が約 4 人ということになっております。

次に、今回の 4 月から供用開始された防災コミュニティセンターの 4 月、5 月の 2 カ月分の利用状況について報告をさせていただきます。

高齢者筋トレ教室の開催数 8 回、参加人数 123 人、1 回当たりの参加人数は約 15 人となっております。高齢者筋トレフォローアップ教室の開催数は 22 回、参加人数が 274 人、1 回当たりの参加人数は約 12 人となっております。一般筋トレ教室は、開催数が 73 回、参加人数が 190 人、1 回当たりの参加人数は約 3 人ということで、残念ながら低い数値になっておるといってございます。

4 月分データによります防災コミュニティセンター筋トレ施設の地区別の利用状況でございますが、高齢者筋トレは参加者の 6 割の方が上之郷地区の方、それからフォローアップ教室は約半数の方が上之郷地区の方となっております。一般筋トレ教室は上之郷地区の方が 29 %、御嵩地区が 15 %、中地区の方が 48 %というふうになっており、一般筋トレ教室に限っては、新しい施設ということもあり、上之郷地区以外の方の利用が多い結果というふうになっております。

防災コミュニティセンターの筋トレ施設ができてから、実人数ベースでございますが、13 人の上之郷地区の方が新たに教室に参加されるようになりました。また、今までみたけ健康館などでトレーニングをされていた上之郷地区の 19 の方が防災コミュニティセンターに場所を変えまして、継続してトレーニングをしておられるという状況でございます。

それでは、安藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

質問の 1 番目、一般筋トレ教室の利用者が少ない原因でございますが、一般筋トレにつきましてはおおむね 16 歳から 64 歳までの方が対象になります。今申しましたように、昨年度の 1 回当たりの利用者数は約 4 人ということで、高齢者筋トレ教室の約 9 人、それから高齢者フ

フォローアップ教室の約 16 人と比べると大きく下回っているということで、安藤議員の御指摘のとおり、決して満足のできる数字ではないと思っております。

利用者が少ない原因といたしましては、一般筋トレ教室は、筋トレマシンの使い方の講習を受講した方が自分の都合のよいときに来て、自分でやるメニューを決めて行うというものです。自分の意思や目的がしっかりしていないとトレーニングを続けるのは難しいのかもしれませんが。また、働いている方が多いですので、仕事が忙しくてトレーニングに行けなくなったり、あるいは行く時間ができても、疲れていて、また今度にしようというようなことで、出かけるのがおっくうになったりということもあるかと思えます。

その他として、一般成人筋トレ教室の開催日は基本的に土・日の午前・午後、それから平日の夜間となっております。平日の午前・午後のこまについては、高齢者筋トレ教室、それから高齢者フォローアップ教室の開催日以外は利用が可能というふうになっておりますが、一般の方からすると、この一般筋トレ教室の開催日が少々わかりづらいものなのかなあというふうに思っております。

一般成人筋トレ教室にはトレーナー的な指導員が常駐していないために、個別にトレーニング内容の指導、それから相談を受けたい方にとっては少々物足りないのかもしれませんが。あるいは筋トレマシン自体がどちらかというと高齢者向けのものであるため、より筋肉をつけたいというふうに思っている方にとっては負荷が少なく、魅力に欠けるものなのかもしれません。また、町内や隣の可児市などでは民間のスポーツジムも多数あり、自由に行く手段のある一般成人の方はそういった施設を利用しているということも考えられると思えます。

そのほかにも原因はあると思えますので、さまざまな角度から検証を行う必要があるというふうに考えております。

2 番目の質問、指定管理者との協議でございますが、みたけ健康館、伏見にこにこ館については、指定管理者との基本協定の中で、事業者が実施する施設の運営に関する目的として、健康づくりに関する事業、介護予防に関する事業、心身の機能回復訓練に関する事業、生きがい対策に関する事業を上げております。その目的に沿った事業として、現在、一般筋力トレーニング教室、高齢者筋力トレーニング教室、高齢者筋力トレーニングフォローアップ教室、それから高齢者筋トレフォローアップ教室参加者の送迎事業を実施しております。

また、防災コミュニティセンターは受注者と業務委託契約を結び、今申しました同じ内容の事業を行っておるといところでございます。

指定管理者との協議につきましては、一般筋トレに限ったことではありませんが、運営については随時協議を行っているという状況でございます。

3 番目の質問、利用者をふやすための方策はどう考えているかですが、一般成人筋トレ教室

の開催日に関しては、今年度よりみたけ健康館においても平日昼間の教室を開催し、各施設の全てのこまでの教室の開催を実現しております。高齢者筋トレ教室、高齢者筋トレフォローアップ教室との兼ね合いもあり、開催日をこれ以上ふやすことは非常に困難であります。

現状の条件でいかに利用者をふやしていくかを考えたときに、まずは情報をより幅広く伝達できるような方策、例えば開催日情報を今までは指定管理者が文書で周知してきましたが、より多くの方が見られるように町のホームページなどでも確認できるように改善をいたします。また、そのほかとして、教室の初回参加時、その他、定期的に体重、腹囲、体脂肪をはかるなど、成果の見える化や、目的別・年代別のトレーニングメニュー表の作成といったことも考えられますが、まずは利用者のニーズ調査や、一般筋トレ教室を受講したのに、その後、教室に参加しなくなった方々の理由、そういったものを調査し、現状を把握した上で指定管理者と協議し、人的・金銭的も含めて、実現可能なものについては速やかに対応していくという方策をとっていきたいと考えております。

4番目の質問、施設・事業の将来展望ですが、今後は御嵩町民の健康増進と介護予防の推進のために、3つの施設をいかに有効利用していくかを考えていくことが重要であると思えます。そのためにも、先ほど申しましたが、利用者のニーズを十分に把握した上で、最も効果的かつ的確な事業を展開していく必要があると考えております。一般成人筋力トレーニング教室につきましては、毎月の講習会は毎回定員を上回る申し込みを受けており、住民の方々の自身の健康に関する興味、関心は非常に高いものがあると認識しております。そこから、いかにリピーターになってもらい、運動を自分自身の日常生活の中で習慣化させるかが課題となっております。

現在の事業の展開といたしましては、どうしても高齢者の介護予防事業が中心となっておりますが、一般成人に対する健康増進事業が、10年、20年先の将来に向けた住民全体の介護予防施策として非常に有効であることは十分認識しておりますので、今後は保険長寿課だけではなく、保健センターも含めて、先進事例も参考にしながら、さらなる検討を重ねてまいります。

最後に、みたけ健康館、伏見にこここ館、防災コミュニティセンターを単なるスポーツ施設にとどまらせることなく、御嵩町民の健康づくりの情報のたまり場、さらには地域住民一人一人をつなぎ合わせる地域コミュニティの醸成の場となることを目指して、今後の事業を進めてまいります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

ありがとうございました。

質問の中にもありましたけれども、3施設の利用につきましては、設置時の条件や行政側の理由で利用条件にばらつきがあって、同じマシンがあるのに使える条件が違うというのは住民にとってはとても理解しにくいものでした。担当課の努力や工夫で、住民にとってわかりやすく使いやすいものになったということにとても感謝をしております。

また、今の御答弁では、開催日の情報を回覧だけでなく、ホームページでも確認できるようにする。利用者のニーズ調査を行い、人的・金銭的も含めて、可能なものについては速やかに対応をしていく。住民全体の介護予防として、保険長寿課だけでなく、保健センターも含めて、つまり横の連携も深めながら事業の検討を進めるなど、とても前向きなお答えをいただき、ありがとうございます。

みたけ健康館がオープンした当初の平成22年、23年当時、私は運動指導者として一般筋トレのところに勤務をしていました。当時は1日平均10人から12人の利用者がありました。管理人兼務で常駐し、マシン以外の運動を一緒にする。現在話題の運動を紹介する。ダイエットと運動の関係や腰痛、肩凝りに有効な運動のアドバイスや情報提供などをする等々、来てくださる方に楽しんで運動をしていただける工夫をしていました。

その後、指導者がいなくなってから利用人数がかなり減少しています。とても残念に、そしてもったいなく思っています。

現在、常時通って運動していらっしゃる方の何割かは、当初から通って運動が習慣化した方々です。トレーナーを配置することは、利用者拡大のための魅力づくりの一つの方法としてとても有効だと考えますが、御答弁の中にありました人的・金銭的の中にはトレーナーの配置も含まれますか。また、利用者のニーズ調査でトレーナーの要望が多かった場合はどのように応えていくおつもりでしょうか。

もう1点、防災コミュニティセンターでは現在チケット販売ができないのですが、利用率を上げるためにも、利用者の利便性のためにも、販売できる工夫はできませんでしょうか。

以上2点をお尋ねします。

議長（大沢まり子君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、一番最初のところでございますけれども、人的・金銭的なところでございますが、こちらの部分については、トレーナーの部分も含めてのお話でございます。

トレーナーがいることによりまして、久々に来た方、教室に参加された方への指導であったりとか、あるいは混雑したときの振り分けであったり、それから筋トレマシン以外の指導、それから個人のレベルに合った指導などが期待できまして、利用者にとって利便性が上がると考えております。ただ、しかし、新たにトレーナーを雇用するとなると当然人件費も絡んでくるということでございますので、そこについてどうするかということが課題になるかなというふうに思っております。例えば教室の参加費を値上げするというようなこともその手法の一つなのかなあと思いますけれども、そういったことも含めて考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

それから、中にはトレーナーなしで一人で黙々とやるのが好きな方もいらっしゃいますので、そういったことも含めて考えていく必要があるというふうに思っております。

それから、利用者アンケートというか、ニーズ調査をした中で、そういったトレーナーの配置についてのお声が多かった場合はどうするかという質問でございますけど、こちらについては、先ほどの金銭的なことも含めまして、指定管理者とはやっぱり協議しなきゃいけないというふうに思っております。

いずれにしても、そういった結果も踏まえながら、指定管理者と協議して決めていくということになりますが、町としては、指定管理者に全て任せっ放しにするということではなくて、町からもアドバイスなり協力をさせていただき考えでございますので、よろしく願いをいたします。

それから、2番目の質問の防災コミュニティセンターのチケット販売でございます。こちらにつきましては議員御指摘のとおりでございますが、現在そういったことをやっておりませんので、利用者の方には大変不便をおかけしておるという状況で、大変申しわけないなというふうに思っております。

今後につきましては、委託業者とちょっと協議をさせていただきまして、何とか利用者の利便性を向上させるようなやり方をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

例えば一般筋トレの講習会のときに出張販売をするとか、そういったやり方もあるかなというふうに思っておりますので、そういったことも含めて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

ありがとうございました。

トレーナーの常駐につきましては、仮に人件費の問題で常駐が無理であっても、一人のトレーナーが3施設を順番に回るとか、定期的にトレーナーを入れて、有料で講習会みたいなものに参加するとか、余りにも多くの人件費をかけないでもやっていくような方法は考えられるかなというふうに思います。

近隣にはないほどの施設ができたことというのは御嵩町ではとても自慢できるものだと私は思っています。これらの施設が宝の持ち腐れにならないように、町長の、町民が健康で介護の要らない生活を送れるようにとの思いに応えるためにも、そして医療費削減のためにも、行政が横の連携をとり、民間とも協力しながら、中身が自慢のできるものになっていくように、より一層の有効活用と充実を望んで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで安藤雅子さんの一般質問を終わります。

続きまして、11番 岡本隆子さん。

質問は一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

11番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので、きょうは大きく2点について質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、観光協会の今後のあり方についてです。

観光協会は、設置される自治体において観光振興を進めるため、各種事業の企画、立案、運営に当たっている団体です。主な財源は、自治体からの補助金、会員からの会費、観光イベントなどの収入、観光目的の事業の委託等で賄われています。

御嵩町観光協会の予算ですけれども、通告書と一緒に出した読み上げ文では間違った記述をしていたので訂正をいたします。これは総会の資料をいただいたんですけれども、会費、補助金、観光施設等管理委託費、わいわい館の事業収入、繰越金など、29年度では約800万円の予算規模だということです。施設管理委託やわいわい館事業以外では、会議・研修等への参加、偲歴会事業、表彰、その他各種観光事業への協力等の活動をされています。

町史を調べてみましたら、2つの観光協会という記述があり、鬼岩観光協会は昭和43年、御嵩町観光協会は昭和51年に発足したと書かれています。以来、御嵩町の観光振興の実動部隊として御活躍くださり、また文化財の清掃活動等もなされ、感謝申し上げる次第でございます。

さて、一方、今年度から5年間という期間で御嵩町観光基本計画が策定されて、「日本一、中山道に身を染められる宿場町。暮らしてよし、歩いてよし、休んでよし。時代を超えて日本の古道の暮らしを体現できる町」というコンセプトで本格的に観光の町としてスタートしまし

た。計画の中に「観光協会」という文言が一言もないというふうにこの前の読み上げ文では出しましたけれども、1カ所記述がありましたので、これも訂正申し上げます。

計画策定の目的には、より多くの町内事業者及び町民が御嵩町の観光振興に関与できるように工夫し、観光振興による本町の活性化を目指しますと述べられています。観光協会は、町民の皆さんで構成されている団体であるわけですが、1つ目の質問としまして、この基本計画の中で観光協会の位置づけをどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

次に、観光協会の主催事業、PR事業等、この3年間を見ますと、事業等はほとんど固定化しており、しかも、だんだん縮小されているように見受けられます。観光協会の会長にお会いをして、お話を伺ってまいりましたが、今の体制ではこれ以上の活動は難しいのではないかとこのお見受けをしました。

会員口数を見ても、平成27年度は少しふえていますけれども、会員もふえているとは言いがたい状況です。こういった現状について、会長も十分御承知であるようにお見受けをいたしました。

観光基本計画の計画推進施策を見ますと、基本方針1では、中山道を軸とした魅力ある観光地づくり、基本方針2. 日本一の中山道体験を提供するための環境づくり、基本方針3. ターゲットに明確に伝える情報発信、それぞれどの局面においても観光協会の出番は多いのではないのでしょうか。個々の企業や事業者だけでは対応し切れない、また行政だけでは対応し切れない。そのような中で、中間的存在である観光協会の存在は重要であると思いますが、これまでのような観光協会の運営では対応し切れないのではないかと思います。

2つ目の質問として、今後、観光に力を入れていく御嵩町として、どのような観光協会を目指しているのでしょうか。

3つ目として、それに対して、どのようにサポートをしていくのでしょうか。

最後に、御嵩町で観光基本計画を策定したことをきっかけに、観光協会がどのような役割を担っていくべきか、検討する契機とすべきではないかと考えますので、執行部のお考えをお聞かせください。

以上、1問目の質問です。よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

おはようございます。

岡本議員の御質問にお答えをさせていただきます。御質問は、観光協会の今後のあり方についてと題され、4点の御質問であります。

国では、首相官邸で、歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース（特別作業班）を立ち上げ、2020年までに全国200地域での取り組みを目指す政策を進めており、日本全国津々浦々にたくさん眠っている地域の特色や歴史が反映された古民家などの歴史的資源を、日本国民のみならず、訪日外国人の方々にも広く紹介していくことで、真の地方創生につなげようとしています。

既に古くから住んでおられる地域の方々と外部のさまざまな専門知識を持った事業者とが一体となって、地域再生に取り組んだことで、観光客を多く呼び込むことに成功し、耕作放棄地が解消されるなど、限界集落が一変し、地域の空き家や商店街の空き店舗が活用されて、本来のまちづくりを取り戻し、新たな雇用が生まれることで若者が増加して、出生率も向上するなど、まちに人が戻って活気がよみがえった事例もあり、本町においても訪日外国人観光客をターゲットとし、観光を産業化することにより地域の振興につなげることを目指すため、今年度より5年間の御嵩町観光基本計画を作成したものでございます。

御質問の1点目、観光基本計画における観光協会の位置づけをどのように考えるかにつきましては、計画推進方針の中で、中間支援組織、例えば地域まちづくり会社は地域再生推進法人などの公的な認定を目指し、独立した事業展開を民間団体として進め、観光協会は、自治会や地域活性化委員会と同じく、協力し、連携する地域関連団体としての位置づけとなります。これは、本計画書の72ページに記載させていただいております。

御質問の2点目、観光に力を入れていく御嵩町として、どのような観光協会を目指していくのかにつきましては、中間支援組織の設立により、観光を産業化へと展開することを目指しているものであり、この成果によって、現在の観光協会が形を変えつつ自立し、町の観光組織としての役割を引き続き担いながら、若手の参入による組織内の活性化を行っていただくことを目指していくものとなります。

御質問の3点目、それをどのようにサポートしていくのかにつきましては、現在のような町からの補助金などによるサポートの継続だけではなく、本町の事業の民間団体としての受け皿としてお願いできる十分な組織力を身につけていただかなければならないと思っており、行政はそうなるようサポートしていかねばならないと思っております。

御質問の4点目、基本計画の策定を機に、観光協会がどのような役割を果たしていくか検討する機会とすべきではないかにつきましては、現在の観光協会にも観光基本計画の立案過程に御参画をいただき、本計画にも御賛同いただいているほか、現状からの発展の困難さについても伺っております。本町では、かつて鬼岩地区が観光の目玉であり、御嵩駅からバスも出ており、にぎわっていましたが、いつしか寂れてしまったまま、今日を迎えています。

このような現状から2代目となるわけですが、本基本計画により、観光再編のスタートをま

さに今切ったばかりであるということになります。議員におかれましてもこの点を御理解いただき、御協力をお願いするものでございます。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

〔 11 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、サポート体制ということで、補助金だけではなく、自立できる民間団体となるようサポートしていくということですが、これはちょっと具体的によくわからないのですが、例えば観光協会の今後のあり方ということで、今、観光案内所の管理をいらっしゃいますね。そして、そこに観光案内の方がいらっしゃいますが、そこにいらっしゃる方たちの研修ですね。やっぱり観光についての知識をしっかりと学んでいただいて、玄関口での観光案内人として活動していただくためには、やはり何か研修制度のようなものが必要かと思うんですけれども、そういうことについてはなかなか観光協会独自では難しいのではないかと思うんです。そういうことに対して、研修制度については町が何か責任持ってやっていくべきではないかなというのが1点目の質問です。

それから、まちづくり会社、中間支援組織ですか。まちづくり会社を進めていくということで、観光協会は地域関連団体ということなんですが、なかなかまちづくり会社には一気にはいけないかと思うんです。

最近、私の家の前でも中山道を歩く人がとても多くなってきていますが、町民の人たちは観光に関する関心はそれほど高いとは思いません。といいますのも、私の町内に鬼の首塚という観光資源があるんですけれども、その掃除一つとっても、地域で掃除するしないで多少意見が分かれたりするようなこともあって、やっぱりこれは観光資源だからみんなで守っていくという、そういうことは、なかなか全員、町民の人たちが心を一つにしていくやっていくというのは難しいようなことだと感じています。

先日、多治見の観光ガイドになりたいという新聞記事が掲載されていましたが、そこでは、多治見観光ボランティアの入会希望者を対象にした講座が3日間、現地へ行って開かれたというような記事だったんですが、例えば御嵩町でもまちづくり会社が検討されているということですが、そこに行くにはまだ時間がかかるので、少しずつでも今できることを何か着手すべきではないか。そんな中で、町民の底上げといいますか、意識を少しでも高めてもらうた

めにも、観光協会と一緒にあった歴史教室や観光ボランティア講座、あるいは学芸員と歩こう伏見宿・御嶽宿など、何かこれからの観光を担う人材を育てるという意味において、そういったことができないかということを思います。

それから、もう一つですけれども、せっかくこういうのができて、これ、すごく新しい感覚で、読んでいておもしろい。ここ行ってみようかなと思うようなものをつくっていただいたんですが、例えばこういうところに観光ガイドをされている僊歴会の名前があるといいなと思うんですが、そういうことももう少し配慮されるといいのかなというふうに思いました。

観光協会の問題は、いろいろ委託事業もあるんですが、わいわい館とかの委託事業があっても、それが観光協会に全部入って、役員さんたちの中にそれが回っていくという、今そういう仕組みではないですよ。役員さんたちは今、本当にボランティアで清掃活動等をされているということで、その辺のことも何か仕組みを変えていかなきゃいけないのかなというふうに思いますが、今言いました、どのようにサポートするかという研修制度のことと、それから、何か歴史教室や歴史講座など、そういったことができないかという、この2点についてお答えください。

議長（大沢まり子君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、岡本議員の再質問にお答えしたいと思います。

町がにぎわうこと、観光協会の研修などをさせていただいて、もっと中身の濃い活動をしていただくということがこの研修制度でできないかという趣旨であると思います。

これは考えられると思いますが、今の観光協会の方々の御年齢なども配慮すると、どこまでできるかというのはよくよく観光協会の方とも御相談をさせていただきたいと思います。

2点目の、中間支援組織は一気につくれないでしょうということですが、鬼の首塚の件を例にとられましたけれども、町民の方が余り興味がないというのは一概には言えないのではないのかなというふうには思います。ただ、ふだんの仕事の繁忙さから、たまの休みに出てきて、年に1回か2回のことではありますけれども、掃除をするというのは大変だという話になるのかなというふうには想像をいたしますが、これはそうでもない。ただ、皆さん御存じですけれども、日常の近くにあるものでございますので、なおざりになっている可能性があります。こういうのは今後ブラッシュアップしていくということで、町民の中から人材を何とか引き上げていく。もしくは、外部から見た目で、専門的な方からその価値観をブラッシュアップしていくというようなことも考えられると思います。

最後に、僊歴会の名前が先ほどの冊子に載っていないということでしたがけれども、

これは、今、観光協会の方に歴史案内もボランティアでしていただいております。これが本当はもう少し実入りがあって、小遣い程度が出ると一番いいのかなというふうに私個人は思っておりますけれども、そういうのも必要があれば足し込んでいきたいというふうには考えております。以上でございます。

〔 11 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

それでは、2 番目の問題へ行きます。

町の環境施策を問うということで何点か質問をさせていただきます。

御嵩町では、平成 15 年 4 月 1 日に環境基本条例が制定されました。条例の前文では、産業廃棄物処分場建設問題の反省から次のように述べています。

木曾と飛騨の山々と濃尾平野が接するところに位置する御嵩町は里山の町です。里山は自然と人間がせめぎ合うところであり、自然と人間がいかに折り合いをつけていくか試されている環境前線の町であります。御嵩町では、20 世紀末、産業廃棄物処理場の建設をめぐる全国初の住民投票を実施した結果、町民の大多数が大量生産、大量消費、大量廃棄のシステムより、健康に生きていける環境を選択しました。金より命の選択でした。地球環境破壊の世紀から地球環境保護の世紀へ時代の転換点に当たり、御嵩町では、町の特性である自然と人間の資源を生かしつつ、先人たちから受け継いだ豊かな環境を後世の人たちに引き継いでいくよう努めなければなりませんとあります。

産業廃棄物処分場建設問題を発端に、町長襲撃、住民投票を経験した住民の心の叫びであり、どの自治体に対しても誇ることのできるものだと思いますし、今読んでも胸が熱くなるような前文です。以来、環境の町として、そして環境モデル都市として、多くの町民の皆さんがそれぞれの分野で熱い思いを持って活動をしてくださっています。

そのような状況の中、さきの 5 月 14 日の新聞報道に接し、とても残念に思いました。今回はこの件について事実確認をし、関連して幾つかお聞きしたいと思います。

まず、この新聞報道ですが、御存じない方もいらっしゃると思いますので、簡単に御説明申し上げます。

リニア建設残土処分の候補地の一つである美佐野地区の町有地での環境影響調査の報告会の予定等について、御嵩町のアドバイザーの一人が JR に問い合わせたことに対し、町は、アドバイザーは準公務員的な立場なのに、町を通さず、JR に直接問い合わせたことはルール違反

であるとして、そのアドバイザーを公民館に呼び出して注意し、退職届を示して、署名を求めたということが問題であるとされています。

環境基本条例と同時に、御嵩町公共工事における環境配慮指針が定められています。そこでは、今後の町の公共事業全般において、環境の保全と創造について優先的な配慮を行うことが定められています。その指針の中で、生物環境アドバイザーの設置が第6条、7条、8条に述べられています。

まず、1つ目の質問ですが、アドバイザーがJRに直接電話で問い合わせをしたことが問題になっていますが、JRから町へはどのような連絡があったのでしょうか。

2つ目の質問ですが、町の職員が本人を公民館に呼び出し、退職届を示し、署名を求めたとありますが、これは担当者の判断ですか、それとも指示があったのでしょうか。

3つ目の質問ですが、肩書を利用してJRと話しており、見過ごせないと町長のコメントがありますが、どのように肩書を利用したとお考えでしょうか。

4つ目ですが、環境アドバイザーの役割をどのように評価していますか。この環境アドバイザーですけれども、1回の意見書で数千円、受け取る額は3,000円に満たないと聞いていますけれども、そういった報酬はあるものの、1枚の意見書を書くために何十ヘクタールもの土地を何日もかかって歩き回って調査しなければならないこともあるようです。また、みたけの森の観察会では、事前にみたけの森を下見して、これまでに何百人という児童・生徒たちを案内してくれているという実績があります。これは、ボランティアでなされていると聞いております。環境モデル都市である町の支援にもつながっていると思いますが、環境アドバイザーの仕事をどのように評価していますか。

5つ目の質問です。今回の新聞記事の件ですが、担当課の職員2人が本人を公民館に呼び出して、退職届を用意して、本人に差し出されたということですが、この件をどう考えていますか。それは解職させなければならないほどのことだったのでしょうか。

最後の質問です。リニア残土処分に関して、現在はJRの環境調査の報告を待っている状態ということでしょうか。環境調査は既に終わっているようですので、そろそろ報告があってもよいころだと思いますが、報告があってから、どのような手順で最終判断をされますか。

以上6点、御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

岡本議員の御質問に町長が御答弁される前に、私からお答えをさせていただきます。

御質問は、町の環境施策を問うと題され、6点の御質問であります。

御質問の1点目、アドバイザーがJRに電話したことに対して、JRからどのような連絡があったのかにつきましては、東海旅客鉄道株式会社中央新幹線岐阜工事事務所からは、町の環境アドバイザーであろう方から電話があり、御嵩町内の発生土置き場の私有地の環境調査が昨年秋ごろ終わって、報告してもらえるとという話だったが、どういう状況なのか。いつごろ報告してもらえるのかという内容の問い合わせがあったこと。町の環境アドバイザーであろうことに配慮され、ひとまず回答を保留し、まずは町へ連絡したとの内容の連絡がありました。

御質問の2点目、アドバイザーに退職届を示されたのはどなたの判断かにつきましては、主として、県事業の可児川工事に関する意見を求めるため、中地区の2名のアドバイザーに現場近くである中公民館で面談し、この後に本件に対する注意を促したものであり、退職願を渡すために呼び出したものではありません。

また、以前より事あるごとにやめるとの意思を表明しておられることから、当方が予測できないところで本人に大きく負荷が発生していることを心配し、総務部長の私が担当室長に退職届を準備させ、辞意を表明された場合にはお渡しするよう指示をしたものであります。

御質問の3点目、どのように肩書を利用されたと考えているのかにつきましては、御嵩町は、発生土置き場の候補地として、岐阜県を通じてJR東海へ情報提供をしており、JR東海の対応を待つという状況下にあります。そのような中、どのような方であれ、JR東海に当町に関する発生土置き場の問い合わせがあれば、当然JR東海から本町へ確認の連絡があるはずでございます。一般の方であっても確認の連絡はあることに加え、一般の方が問い合わせても回答は得られない事項であっても、町の環境アドバイザーの肩書があれば、先方も配慮を要することになるのは明白であり、不要な催促行為に肩書が使われたと判断しております。

御質問の4点目、環境アドバイザーの役割をどのように評価しているのかにつきましては、ほとんどの環境アドバイザーは希少野生動植物に対する専門的な知識を持って、公共工事等に対する助言を初め、手助けをいただいております。また子供たちへの環境学習にも御努力、御協力をいただいております。ひいては住民の安全・安心にもつながっていると評価させていただいております。

御質問の5点目、今回の件をどう考えているのかにつきましては、御質問の2で回答させていただいたとおり、通常環境アドバイザー活動の意見を依頼する場として、現地近くの中公民館に御足労を願ったものであり、解職を求めるためのものではございません。

御質問の6点目、リニア残土処分に関する現状はどのようなようであるか。また、最終判断をされるまでの今後の町の手順はどのようなようであるかにつきましては、JR東海側から発生土の活用についての提案がなされた後は、JR東海において、地権者や自治会に対し、説明会の開催などにより大筋の同意を得ていくものと思われま。しかしながら、こうした地元との調整を初め、

事務レベルにおいても数多くの手続などが発生する中、これら全てをＪＲ東海が単独で進めていくのは非常に難しいものと予想され、発生土活用の提案内容によっては、ＪＲ東海と本町が歩調を合わせながら、町としても側方から支援を行い、共同で進めていくことも考えられます。

また、発生土の活用土地が民有地の場合にあっては、当該地権者の方の御意見もあることから、本町としては、ＪＲ東海が地権者及び関係者の皆様に説明をされ、これを受けた後、今後の立場を明確にしていくべきものと考えております。

私からの御答弁は以上とさせていただきます。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

きょうは大変傍聴者も多いようですので、平常心を保ちながら答弁をさせていただきたいと思っております。

昨日は御嵩町の操法大会が行われまして、無事終了しましたけれど、初だというんですか、私の地元の第3分団が優勝したということで大変うれしく思っております。安心・安全という意味では、いろいろな形での守り方があるというふうに思っている次第であります。

私は、現在の小和沢を見たときに本当に胸が痛みます。20年前、住民投票を行ったわけがありますが、自分たちのやりたかったことは本当にこんなことだろうか。涙が出るくらい自問自答をいたします。確かにごみで埋め尽くすということに関しては許すことができませんでしたが、それ以降の20年間、誰が足を運んだんでしょう。あれを守ったと言えるんでしょうか。それらを思いますと、やはり環境を守るということはどういうことなのか、里山というのはどうやって守るのかということで、ことし、まだ寒い時期ではありましたが、小和沢の方とお会いをしました。ある程度、こうしたいということを話し合う場をつくっても、私は袋だたきに遭わないだろうかというようなこともお伺いして、非常に気持ちよく話をさせていただきました。

夏ぐらいまでには小和沢の方全員とお会いをして、一体どうしたらいいのかということをお話し合ってみたいと、このように思っております。

私の町長になったときの夢を問われたときに、皆さん、冗談だと思われたかもしれませんが、私は新小和沢村初代の村長になるというのが夢ですと申し上げた。里山を守るということはそれほど簡単なことではありません。それらも前提として今回の6月定例会に向かったということでもあります。

この会議の冒頭でも触れましたように、あれから20年が過ぎております。そして、当時の

ことを鮮明に思い浮かべております。平成4年、3年でしたか。さかのぼりますが、結果的に私がこの小和沢の問題には一番長く深く、御嵩町民としてはかかわってきたと自負しております。

私や私のグループ、仲間たちは何が言いたかったのか。これは、まずは町民があ計画に対して、どう考えるのか、それが知りたい。全員、事業、商売の経営者、もしくは後継者、産廃とは密接につながりのある、そういう人たちばかりでした。そこでの問題提起であります。問題提起はしたものの、誰も反応はしない。御嵩町民、そうでした。そして、柳川町長の第1回目の選挙、いろんな方に話を聞いてほしい、そうお願いしましたが、岡本さんのグループは3回でしたか、アプローチをしましたが、話すら聞いていただけなかった。もうやめろと言ったのは私ですので、鮮明に覚えております。

ただ、この町長選挙が終わり、柳川町政が誕生し、その後、議会選挙も終わり、事の次第が徐々に明らかになっていくにつれて、岡本議員たちも参加していただいて、行動を起こしてただけだと。一つ事に目覚めると、これほど人生が変わってくるという経験はそう何人もができるものではありません。私も議員に出るつもりは全くありませんでしたけれど、最後に、柳川町長から、俺にやらせて、おまえが出んというのはどういうことだと若干叱られまして、立候補を決めたということでもあります。

その産廃問題の際に御嵩町民は非常に多くのことを学びました。その中の一つに、新聞は1紙のみを読んでいてはだめだということでもあります。これは多くの方が経験をし、書いてある記事をいろいろ比較して、真実に近いものを求めていく。それをしなければいけないと。ただ単に提供される記事だけを信じていてはだめだということでもあります。ですから、新聞をとっている。そうお金もかけられませんから、交換し合って読むとか、1紙余分にとるとかということをおの当時の御嵩町民はして、知識、情報をしっかりと得ようとしていました。

今回の件を扱ったのは1社のみであります。もちろん私は他社の取材も受けました。事実をしっかりと正確に説明させていただきました。結果的には記事にはならなかったということでもあります。もちろん今回記事になった朝日新聞の記者の取材も受けました。「やめる」の発言を受けて、退職届を出し、署名を求めた経緯、理由も部長の答弁のとおりであります。

また、既に御存じかと思いますが、昨年6月開催いたしました行政懇談会の席上、こう発言された。「たとえ新庁舎が建設されるほどのお金がもたらされたとしても、幾らもらえるかわかりませんが」という発言をされました。この発言に私はすぐ反論、否定をさせていただきました。これは、私ども行政の、いわゆる行財政改革をしっかりとやってきたということに対する侮辱であります。また、議会の理解もなければ、できなかったことでもあります。財政の状況も説明をした上での話ですので、これは事実と全く違います。このときも担当者は改めて注意をした

ようであります。いわゆるつくり話をしてはいけないという話であります。このときにも「やめる」とおっしゃったようであります。数回そういう局面はあったようであります。

また、この話、実は変わってしまっています。朝日新聞の記者には、自分はJRから見返りはありますかという質問をただけと説明があったようであります。逆取材みたいなもんなんです。記者がそう言ったんですから事実なんだろうと思います。この言葉、意味が全然違うと思います。1年たっていますので、記憶が薄れたということもあるかもしれませんが、実に無責任な言葉です。

私自身もその場でその記者に、きちんとした取材をしないと陳腐な記事になるよと忠告はしておきました。結論から言えば、どこのどの記者が食いつきがよいのかわかった上で情報を流されたんであると思っております。その計算どおりに内容が記されたと。そういう記事になったということではありますが、私の後追い記事は全く出なかったということでもあります。

私自身の立場を明確にしておきます。本来町で任命している、町長名で任命している全ての委員を解任する場合、解任に足る事実関係を明示し、伺書を回し、最終的に私が決裁をする。こういう手続が必要になります。一担当者が一役職を持った方を解任するなどということとはできないことです。できるはずがないんです。今回、そのような文書も何もございません。私自身、何が起きたかも全く知りませんでした。いつものようにやめるという発言があったということすら知らなかったと思います。もし百歩譲って、本人がそのときにやめるの言葉どおり、その場でサインをしたものが私の決裁書類のほうに回ってきたら、担当を呼んで、大丈夫なのかということは聞いたであろうと思います。また、装飾されて、違う意味に伝えられるということが行政の場合は一番困りますので、正確な形で情報をお伝えしなければいけない。体制は悪だと。かつての学生運動のような時代ではないわけですので、今の地方自治体というのは真剣にやっているんですよ。

実は留任していただく際にも、本人に内諾を得てから私に伺いを立てました。職員をそれについて叱ったこともあります。断りましょうかという職員にも、私はそのままにしておけばいいと。内諾を得た状態で、もう必要ありませんと言ったら、逆に何を言われるかわからない、そういうことがあります。今回の件は、私にすれば想定範囲にすぎません。ですから、その場で内諾をいただくという事実があれば、そのまま行くしかない、そのように思っています。

したがって、私から、能動的に解任、解職にエネルギーを使う気はこの3年間はないということです。アドバイザーの仕事は、行政への提言、助言であります。そして、保護監視員の絶対的条件は守秘義務であります。これは、職を解かれた後にも同様であります。本人に自分の任務をしっかりと理解していただくことを促したいと思っております。

「組織」という言葉が部長の答弁の中にも出てきました。組織なんです。それぞれアドバイ

ザーには専門的に学んでおられる内容があります。昆虫を学んでいる人もあります。鳥を学んでいる人もあります。いろいろありますから、御嵩町のアドバイザーは現在9人おられます。そして、アドバイザーの皆さんから、平成27年1月、JRに情報提供がしてあります。そして、2月にはJRから、アドバイザーとして皆さんがJRからの説明を受けております。特にこの7月の会議では、メモの議事録を見てもみますと、Kさんがひとり舞台だったようですので、そこでもかなり強くJR側も認識したと思っております。ある意味、名字を名乗れば、JR側としてもわかるであろうということはJR側も本人もわかっていることではないのかなということ、私自身そう思っております。

問うたのがどうなのかということについては、2人の話、言ったか言わないの話になってしまいますので、これをあくまで追及しても意味がないと私自身は思っております。

6点目の質問の中にありました。どうするかということですが、6月中に美佐野の地権者組合への説明会がございます。私はずうっと同じことを言ってきました。ボールはJR側にある。これで、地権者組合の方々が前向きに仮になられたとしたら、まずはやっとならば初めてボールが御嵩町側に返ってきたというふうに判断します。常に私は言ってまいりました。JRに対して、ボールが返ってきてから、少なくとも1年はかかるよと。その上で、ノーと言うかもしれないよということはJR側にも常に言ってきましたので、そういう状況でのボールの投げ返しであると私は思っております。

今回の事案で私も改めて学んだのは、その結果、このアドバイザーたちが常に「私たち」という複数の表現を使われるわけですが、一般の方も含まれているのかどうか私自身はよくわかりませんが、本気で希少野生種を守りたいと思ってみえるのか、ちょっと疑わしいなということをおもっています。希少野生種というのは盗まれる。売買すると結構な値で売れるらしいです。そういう観点から言えば、通常、希少野生種の情報そのものは、情報公開の時代にあるわけですが秘匿されるべきもの。先ほど環境保護については守秘義務が絶対的条件だと申し上げましたが、まさに守秘義務の中に入る。とすると、新聞を使い、広く世に知らしめたことによって、この場所を永遠に盗掘の危険にさらしたことになります。今回、この行動は私自身は認めるわけにはいかないというふうに思っております。

最終的に私の基本的な立場を申し上げておきます。人は存在する限り、自然破壊をしてしまいます。環境を守るというのは、オール・オア・ナッシング、実態ゼロの話をしては守り切れるものではありません。私たちのグループがなぜ立ち上がったのか。ゴルフ場の数、全てを否定するつもりはない。しかし、御嵩町にとってのゴルフ場の適切な数は一体幾つなんだと。今問題になっている地域もゴルフ場の予定でありました。あれができていれば、7つということになります。7つも必要なのかと。要は環境を守るということは、私は節度の問題であ

ると考えております。問題の地は、半分が美佐野自治会個人所有の土地であります。いわゆる個人資産でもあります。また、その半分は御嵩町の町有地、これは柳川町長の最終の3月定例会で提案されて、税の滞納が1億円を超えていた。これに対して、御嵩町は1億1,000万ほどでその土地を買ったということになります。議会も当然承認をしております。理由は、工業団地をつくるということで町民の税を1億1,000万円投入すべしということを当時の議会は判断しております。岡本議員も賛成をされた一人であります。少なくともこういう場での賛否というのは、議員であればあるほど重いものがあります。宗旨がえをするならしてもいいでしょう。しかし、それは説明責任がきちんと伴っているということを忘れてはいけないと思っております。

もし1億円を超える財源を投入し買った土地を、私一存でもうこの地は使いませんともい言ったら、違う方から住民監査請求が起こされると私は思っています。誰が責任をとるのか。1億1,000万誰が出すのか。そういうことも考えながら、この件については深く議論をしていきたいということを願いつつ、私の答弁とさせていただきます。以上であります。

〔 11 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

町長が大変長い御答弁をされましたので、再質問の時間があと10分ぐらいしかなくなってしまいましたけれども、今の答弁についての再質問をさせていただきます。

まず、どのように肩書を利用したかということですが、先ほど町長も言われましたように、平成27年1月、アドバイザーの皆さんたちは部門別に分かれてJRに情報提供をしています。そのときは、町はどのような立場だったかはわかりませんが、町の方はアドバイザー会議の後にそういう場を設けられて、町はその場には関与していないというふうに聞いています。ですので、JR側はアドバイザーの人たちからいろいろ資料提供、情報提供を受けているので、これはアドバイザーとして受けているわけですね。皆さんが持っている情報を聞いているわけですから、JRとアドバイザーは直接話ができる関係にまずあるのではないかとということです。

そこで情報提供をしているわけですから、環境影響調査の結果を知りたいと考えるのは当然ではないのかなと。そのあたりのことがアドバイザーの方たちにもしっかりと説明されていないので今回のことが起こったのではないかと思います。そのあたりはどう考えられますか。

それから、先ほどの総務部長の答弁の中で、アドバイザーや監視員の果たす役割は非常に専

門的で手助けをしていただいていると。これが住民の安心・安全につながるということですが、本当に私もそういうふうに思います。アドバイザーや監視員の果たす役割はとても大きいと思いますが、わずかなボランティア報酬で準公務員というのはどういう立場のことを言われるのかなと。守秘義務が単にあるとか、そういうことなのかなということ、この準公務員という言葉に今回とてもひっかかっています。

それで、再質問ですけれども、これは2008年の新聞記事ですけれども、今のアドバイザーの皆さんや保護監視の件でパトロールをお願いしたという、これは岐阜新聞、中日新聞の記事ですけれども、その中で、町長が里山を今後どう守っていくのか、実践的、具体的に見えるようにしてほしいとか、里山の町、御嵩の自然をどう守っていくのか、実践的な提言をいただきたいというふうに、非常に監視員、パトロールの仕事を町長も評価して、こういう言葉を述べておられますけれども、町長におかれましてはこれのお気持ちに今も変わりがないのかということをもう1点お聞きいたします。

それから、今回の件をどう考えるかということですが、少なくとも注意をしたということですが、しかし、退職届を示されたのは事実であります。そのことがアドバイザーや、それからいろいろなことを町と共同でやっていくという中で、ほかのアドバイザーの皆さんたちにも非常にこれは圧力と受けとめられるんじゃないでしょうか。圧力ではないのか、そのことがもう1点。

それから、今後の対応ですけれども、今、ボールが御嵩町にあるということで地権者に説明をされて、地権者がいいと言われればということなんですが、今後、どういうふうな手順でということの一つの中に、これは残り時間がないので詳しく言えませんが、春日井リニアを東海で主催したりニアルート上の調査の中で、御嵩で毎時0.341マイクロシーベルトという、実際のウラン鉱床では0.2台ですから、非常に高い数値が出たという結果が出ています。これは民間の調査ですから信用できないというふうに言われるかもしれませんが、実際JR東海はその地点においてボーリング調査をしていないわけですね。もしトンネル工事で、ウラン鉱床とまではいなくても、ウランが凝縮している地層に当たれば、ウラン残土が排出されるということもあるわけです。御嵩町では、これまでのところ、大体130万立米ぐらいがリニア残土としてトンネルから排出されるのではないかといい言われていまして、このうちのどれくらいが仮置きなのか、埋め立てられるのかはわかりませんが、最悪のことも考える必要があるんじゃないか。町として、そういった不安に対して、きちっと県なりJR東海なりに伝えていただけるのかということですね。これ、前にも言いましたけれども、予定地付近には木屋洞川や押山川が流れていて、可児川にも注いでいます。土壌汚染や河川の汚染の危険性もあり得なくはない。ですので、こういったことへの町民への情報提供、今後どうい

ふうに情報提供をされていくのかということをお聞きしたいと思います。この件については、本当に環境モデル都市にふさわしい対応をお願いしたいと思いますので、そのあたりの見解をお聞かせください。

あと、しかるべき段階になれば環境審議会にも諮るというふうに前から聞いておりますが、もうそろそろしかるべき段階ではないかと思っておりますので、いつ環境審議会に諮るのか、その点について、再質問をお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまの追加質問、ちょっと数が多いので、抜けていたら御指摘をいただきたいと思いません。

まず、アドバイザー会議というのは、7月の例でありますけれども、基本的には環境モデル都市推進室の所管で、課長以下、この会議には立ち会っておりますので、完全に民の団体とJR、もしくはアドバイザー単体とJRという構図ではございません。

私の発言の実践的というのは、どうやったら守るのかというのは、私は知識よりも、これからは知恵を出していかなきゃいけない。10・ゼロの話はしませんよと言っているわけです。ハナノキでもあそこに群生地があるんですけど、実際御嵩町内で一番大きな、いわゆる巨木と言われるハナノキはあのエリアにはありません。ほかにもあるんです。だから、全部倒してもいいという話ではありませんよ。知恵です。知恵を絞るということです。実践的というのはそういうことです。

退職届は圧力。そう圧力に多分感じていないと思えますよ。何回もやめるとおっしゃっているようなんで、1回目にいきなりやめろと言ったんなら圧力になるでしょうけれど、やめるやめると言いながら、本当に退職届に、じゃあこれに名前を書いてくださいと言われたから、私なら、逆にその紙は持ち帰ってはもらわないです、どうやって使われるかわからないから。ということです。圧力でも何でもなし。そう感じておられないと思えます。

私は一貫してJRの土については安全なものということを表現として使っています。安全なものしか入れない。当たり前のことです。量は、今のところは90万立米とお聞きをしております。もちろん町民への情報提供は、今後、地権者、資産運用したいと思っていらっしゃる方々に説明があって、これはちょっと進めようかという話になったら、当然町民にも説明を開始するということになるかと思えます。隠すつもりも何もありませんので、その点も御理解いただきたいと思いますというふうに思います。

〔11 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

済みません。岡本議員、質問時間が 60 分を経過いたしましたので、これで一般質問を終わります。一般質問は時間の制限がございますので。

11 番（岡本隆子君）

町長の答弁が長かったので、言いたいことが十分言えませんでした。答弁はもうちょっと簡潔にお願いをしたいと思います。以上で終わります。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩といたします。再開予定時刻は 10 時 45 分といたします。

午前 10 時 29 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

引き続き一般質問を行います。

5 番 高山由行君。

5 番（高山由行君）

岡本議員がなかなかしっかりとした質問をしていた後ですので、私のほうは頑張ります。

議長にお許しをいただきましたので、私の一般質問を始めます。

その前に、私、毎年この 6 月議会の前にササユリの開花状況などを少しお話ししておりますが、きのうきょう現在、まさに満開ということで、大変見どころのあるみたけの森になっております。それと、可児川を中心とした支流のほうにも虫がちらほらと飛び始めまして、ぜひ皆さんも見てくださいと思いますし、こんな里山のある御嵩町が私は大好きだということを前提に、内容は重たい空き家の問題ですので、ひとつしっかりと答弁のほうよろしくお願ひします。

本日は大項目一つだけですので、私はしっかりと時間がありますので、皆さんが納得のいく答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

空き家条例制定後の空き家対策についてであります。

平成 25 年の第 1 回定例会において、私、このような空き家対策について質問しております。その後、御嵩町においても、全町での空き家調査に続き、国の法整備の前の平成 26 年第 3 回定例会に御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例を上程、そして可決、平成 27 年 1 月 1 日からの施行という流れで進んでまいりました。

議会においても、管理不全の空き家をふやさないためにも何とかしたい思いから、議会活性

化研究会において、短期間ではありましたが調査・研究をしました。その後、行政側の提案という形になりましたが、中央に先駆けての条例施行ができて、議会としましても、空き家バンク制度とあわせて、空き家の増加に少しでも歯どめがかかるのではないかと期待して、その後の空き家の推移を見て回っておりました。

このように、地方の空き家に対する危機感のあらわれが地方公共団体の条例制定になり、また全国に波及した空き家条例制定の波が国のほうを動かし、平成 26 年 11 月公布の国土交通省における空家等対策の推進に関する特別措置法ができました。国の法律ができたことにより、御嵩町においても、この法の施行日の平成 27 年 5 月 26 日に伴い、平成 27 年第 4 回定例会において御嵩町条例を全部改正し、御嵩町空家等適正管理審議会設置条例や規則を制定し、今日に至っているわけではありますが、町や県や国の法の整備に伴い、現実問題として、この御嵩町においての空き家の現状について質問いたします。

まず 1 点目であります。そのときできた町条例では、管理不全な状態の空き家の所有者に対して、指導、助言、勧告、命令、公表、代執行と進んでいくわけではありますが、国のほうでは、この管理不全な状態の空き家を特定空家等と位置づけ、指導、助言、勧告と進んでいくわけがあります。

特定空家等に指定されますと、その土地にかかる固定資産税の優遇措置の解除や、命令に従わない場合は最大 50 万円以下の罰金といたしますでしょうか、過料といたしますでしょうか、あるようですが、平成 25 年だと思いますが、御嵩町全域で調査したとき、御嵩町条例における管理不全な状態の空き家はどれくらいありましたでしょうか、確認させてください。

また、その後の国の先ほどの特別措置法ですが、法の特定空家等に指定された空き家はありますか。

また、2 点目に、御嵩町において条例施行後、また国の法施行後に、御嵩町として、空き家所有者に対して調査なり、指導、助言なりの動きはあったでしょうか、お伺いします。御嵩町の動きをお伺いします。

3 点目にお伺いしたいのは、危険な空き家解体に対する補助金・助成金に対する質問とします。

もとより空き家であっても個人財産であり、税金を使って解体等を行うことには問題があり、国の法においても行政代執行の規定のみで、やむなく行政代執行をしたとしても、その解体費用等は所有者等に請求することになっております。

そこで、やはり問題になるのが、個人の財産に行政がどこまで踏み込んでいくのかという問題のほかに、管理不全な特定空家に指定され、解体を指導されても、経済的な面から手がつけられない場合があります。もともとこの条例や法が経済的余裕があるのに管理不全な、人に迷

惑をかけるような空き家を放置している所有者に対し、自発的な除去を促すだけのものという位置づけならまだしも、特定空家に指定される所有者の方はそのような人ばかりではなく、人に迷惑をかけることも自覚し、解体除去したいけれども、経済的にどうにもならない方も見えると思います。

そこで、質問の3点目ではありますが、今でも、やはり国の空き家解体に対する個人向けの補助制度は存在しませんか、お伺いします。

国の補助制度を待たず、どれだけ実効性があるかわかりませんが、地方公共団体独自の補助制度を条例に盛り込んでいるところもあるようです。例えば条件の違いはありますが、岐阜県では瑞浪市や可児市、東白川村が解体費用の助成金を出しているそうですが、御嵩町において、どれだけの危険な空き家がなくなるのかはわかりませんが、空き家減少の実効性の調査も含め、解体費用助成制度の創設を検討されることを望みますが、いかがでしょうか。

これは、条例を策定しているときに条例の中でも助成制度のことは1行つくっておりますが、実効性も含めて御答弁をお願いします。今のことを4点目にします。

5点目の質問は、先日、町を歩いていると、願興寺の北の廃屋が1軒解体され、少し明るくなりました。行政がどのような形でかかわっていたのかはわかりませんが、近くの方は、少しでございますが安心が得られたと感じました。私も願興寺を歩いていて、かなり明るくなって、お化け屋敷みたいところがきれいになって、更地になっている姿を見ると、本当にやっぱり倒れかかっておる家というのは心配でやみませんが、きれいになれば、皆さんが喜んでいただけるということで、うれしいと感じました。

5点目の質問は、これはもう直球でお伺いします。皆さん、御嵩の町の中を歩いていると必ず思われることですが、中山道みたけ館前の空き家は何とかありませんかということです。私たちもこの間、八百津町議会の人と懇談しまして、御嵩町の中山道みたけ館でやりました。御嵩の駅から願興寺を見て、そのまま中山道みたけ館に入りましたが、町を歩いている途中、会議の場所の前にああいう廃屋があると、大変御嵩町を自慢したいときにどうしておるということは、私自身は見ないように通っていったというような感じでおりますけど、やはり皆さん、気にはしていると思います。当然としての大きな理由は、隣接する住民に対して倒壊の危険性の除去や、県道への倒壊のおそれです。もう一つの大きな理由として、御嶽宿や中山道をいま一度見詰め直し、観光振興を図り、産業の一つとして考えていく上で大きなマイナスになると考えるからです。

先ほども岡本議員からも少し観光基本計画のことを質問されておりましたが、5年間、いま一度御嵩町の観光資源のブラッシュアップを図り、観光客増加を見込むものです。その一つとして、旧柏屋も本年度町が購入することも決まっております。また、観光拠点となり得る場所

の近くにこのような危険な廃屋があるのはいかがなものでしょうか。この計画の目標設定では、空き家の改修5件ともあります。これが廃屋を壊すということでなしに、使える空き家を改修するというところもあると思いますが、このようないろいろな理由から、いま一度、この中山道みたけ館前の空き家の解体を含めた対策を考えていただきたいと思っております。

今までもこの空き家所有者に対し、建設課より、道路法の観点から対処の要請の通知も平成23年に送っていることも報告を受けております。その内容も再度見直してきましたが、その後の対応も含めお答えをいただきます。

以上5点に対し、総務部長に明快な答弁を求めます。よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、高山議員の御質問にお答えさせていただきます。

私への御質問は、空き家対策についてと題され、5点の御質問でございます。

御質問の1点目、平成25年調査時の管理不全な状態の空き家の数、国の法制定後の特定空家等の数については、平成25年度の調査では管理不全な状態の空き家として特定はしておりませんが、空き家の数としましては181棟を確認し、うち倒壊の危険が高いと判断されるCとDランクを20棟としていました。その後、平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、これに準じての法に従い、本町においては特定空家等を9棟指定しております。

御質問の2点目、町条例、国の法制定後の空き家所有者に対する調査、指導・助言など、行政の動きの有無については、指導・助言にあつては9棟全ての所有者に通知書を送付し、現在までに2棟が自主的に解体を完了し、現状の特定空家等は7棟となっております。

また、行政の動きとしましては、法に基づき、平成28年11月11日には空家等適正管理審議会を開催し、現状の報告と今後の対策について検討を行っていただいたほか、指導書の再送付を4件行い、解体の相談等を3件受けております。

御質問の3点目、国の個人に対する空き家解体に対する補助制度の有無につきましては、国の個人に対する補助金等の助成制度は現在のところございません。岐阜県においては、岐阜県空き家除去費支援事業費補助金が平成29年度より創設されましたが、これは市町村長が行う空き家の除去に関する事業へのもので、代執行事業及び市町村補助事業に対する補助事業となっており、事業費の3分の1であります。ただし、1件当たりの補助上限額は100万円となっております。

御質問の4点目、空き家解体に対する補助制度のある自治体の実効性の調査も含めた解体費用助成制度の創設の考えにつきましては、可児市は、住宅団地など特定の地域に限り10万円

ほどの補助金を、瑞浪市については、空き家除去・解体に対する補助金はなく、リフォームに対するもののみであること、また東白川村については独自の補助制度があり、平成 26 から 28 年度の 3 年間で 10 件の解体補助実績があり、補助率は事業費の 3 分の 1、上限を 30 万円としています。東白川村においては 3 年間で 10 件の実績があり、実効性を確認いたしましたが、本町においては、空き家といえども個人の財産であり、管理責任があると判断し、独自の補助制度の制定には、公平性の観点から基本的に補助制度の創設は考えておりません。

御質問の 5 点目、中山道みたけ館前の危険空き家の対策につきましては、できる限り早く解決するため、法に基づき対応したいと考えていますが、最終段階である代執行をした場合は、換価方法として、費用請求の後、国税法による差し押さえなどの措置による費用回収が通例であります。抵当権などにより町が負債を背負う場合もあることや、本件の土地と建物の所有者が異なることが課題となっているため、慎重な対応が必要となってまいります。

現在は、町の顧問弁護士との協議を進める中、1 年前と比べますとさまざまなことが明らかになってきております。この中から具体的な対策方法を幾つか見出し、どれが最適かを見きわめつつある状況にあります。いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

私からの御答弁は以上とさせていただきます。

〔5 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

5 番 高山由行君。

5 番（高山由行君）

私がなぜこの質問をしたかという趣旨は、やっぱり手前みそ、自分たちのことを棚に上げてということで、条例をつくる时候にも一度は議論いたしましたが、その後、議会としても何ら動きがないというのは本当に棚に上げて、町民の方に申しわけないなあと思いつつ、日々を過ごしておった中での質問でございますけど、やっぱり空き家というものは住民の財産にさわるということで、憲法に規定されている財産権を侵害するということで、きれいにすれば、また財産をプラスするのも寄与するという難しいところがありまして、なかなか手が出せなかったということではありますが、特措法ができたことによってできることもたくさん、特措法はできる条例で、やってもいいけど、やらなくてもいいようなというような雰囲気のある条例ですので、地方自治体において、なかなか考えていって、やらなくちゃならないことがたくさんあるような感じの法律でございます。だけれども、積極的に御嵩町としても空き家に対しての対策はとっていただきたいという観点から一つ質問いたしますが、これは質問書にはなかったですけど、先ほどの助成制度のところでは岐阜県の助成制度があるよということではとっております。国のほうでも、国土交通省や総務省のほうで、空き家等対策計画をつくったところには地方公共団体

に補助がありますよというのがあります。それが出たときに、メディアのほうで間違えて、解体すれば、個人に補助制度があるという間違った情報が流れて、日本中が大騒ぎになったということではありますが、そういうものを利用して、特措法をよく考えていく考え方、今、9件あるうちの2件はしっかりとした対応を所有者にしてもらったということですので、それはありがたいことですが、これ以降、中山道みたけ館の前の建物もそうだと思いますけど、それも含めての今後の町の考え方ですね。総務部長に聞くのもあれですが、積極的に特措法を考えながら、重点的にやっていくのか。やっていただいておりますという答弁でしたので、それは納得しますが、今後の考え方を少しお伺いしたいです。先ほどの空き家等対策計画のことも含めて、もう一度答弁を求めますが、よろしく。

議長（大沢まり子君）

総務部長 伊左次一郎君。

総務部長（伊左次一郎君）

では、高山議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

空き家等の対策計画につきましては、全てが解体ということではないというふうに認識しております。再利用をしていくという計画も中には含めなければならないのかなというふうに思っております。こういうものも当然考えてまいりますし、特措法のほうは積極的に活用していきたいなというふうに私の次元では思っておりますので、当然直球でお聞きになられた中山道みたけ館前の空き家については、私が建設課長のときにも既に可茂土木事務所に来ていただいて、県道可児・御嵩線が前を走っておりますので、表面的にはこういうことだけ、奥のほうはかなり崩れてきていますよ。それを放置しておく、何か道路上で事故が起きてからでは遅いということで、可茂土木事務所に来ていただいて、現地を御案内して説明したこともございます。

その後についても、周囲の方から、松岡建設部長のときでございましたけど、もっと何とかできんのかというお話がございまして、春日井のほうまで所有者の調査をした経緯があります。

そういうことなどをいろいろ積み重ねてきて、先ほど答弁させていただいたように、1年前よりはかなり方法がこれかこれかこれかなというぐらいのところまで来ておりますので、何とかしたいと思いますが、個人の財産であるところをどういうふうにクリアしていくのか。そこは慎重な対応が必要だということで御答弁させていただいたところですけども、いずれにしても特措法は活用してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

ありがとうございます。

いついつまでに何々ということを知ると、また大変ですので聞きませんが、私、本当に個人としては、公金を使うということは行政側としてもいろいろ考えるのは当然でございます。けれども、先ほどの基本計画じゃないんですが、御嵩町全体の観光の視点からもやはりあの建物はかなり不要なものだと思います。政策的なこともありますので、また町長、副町長ともよく相談して、ぜひ進展があるように、また次回、早々と私の質問は空き家対策というあれにならないように、ぜひ現実的にしてもらえればありがたいと思っております。公金やむなしというのが私の考え方なんですが、そこら辺のところ、財産権をどう考えるか。上下が違う所有者ということもわかっております。わかっておいて聞いておるわけですけど、ぜひまた政策的なこととして考えていただきたいと思えます。

きょうあしたに解決するという問題じゃありませんが、隣のおうちの人は大きい台風が来たら、緊急な措置もしなアカンかもしれませんよ、あれは。そこら辺のことも含めて、少ししっかりと考えていただければいいと思っております。私もその推移を見守っておりますけど、私たち議会にできることがあれば、それも協力はやむなしなんで、ぜひ議論して、そういう制度とか、ここで行くんだという町長判断があれば、そういうことに私たち議会としても行きますので、ぜひよろしく願います。以上です。終わります。

議長（大沢まり子君）

これで高山由行君の一般質問を終わります。

続きまして、9番 山田儀雄君。

9番（山田儀雄君）

最後の質問になりますが、よろしくお願いをしたいと思います。

私の今回の質問は、マツタケ山の入札のあり方について、1点であります。

町には約800ヘクタールほどの町有林があり、その町有林の中にはマツタケ山が大小含めまして17カ所程度存在しています。毎年8月になりますと入札が行われてきました。この入札は合併前からということで、合併後62年となりますけれども、入札が継続されてきた経緯があります。

私は、昨年9月に、平成27年度一般会計決算認定の審査でマツタケ山の入札収入の決算額でありますけれども、44万円について質問をいたしました。以前には1,000万円を超えるような収入があり、町の貴重な財源でもありましたが、これだけ下がってくれば、町民の方が御嵩町の里山に親しんでいただくような感じでフリーで山に入っていくとか、また鑑札制度とかを提案させていただきました。

そのときの町長の答弁は、確かに以前は入札によります収入が1,000万円を超えていたこともあったが、それからは下がる一方、今では30万、40万円となってきている。これをきっかけとして、マツタケ山を入札することをやめるのを決断したいと思うと。その方法としては、ふるさと納税をしていただいた方や、町民の日を設けて、町民に1,000円ぐらいの負担をいただいて、マツタケがあればよかったねという程度で山に親しんでいただけるようなやり方を研究していきたいと、来年度からの実施を答弁されています。

また、さきの5月29日の総務建設常任委員会協議会の折にも、4月から里山活性化事業について、庁内の若手12名によるワーキングチームを設置され、年4回の山に親しむイベントの企画やその実施を述べられました。特に10月下旬の企画では、マツタケ山を名鉄利用者や町民の日に1日1,000円程度で開放したい旨を述べられました。私もその方向でいいかと思っていますが、やっぱり不特定多数の人が一度に山に入りますと、山が荒れること、地形がわからずに危険が伴うこと、また山火事などの対策も想定しておく必要があるかと思います。入山者には徹底した周知と指導が大切だと考えています。

6月も中旬となった今、具体的な方法や方策が見えない状況で、町民への周知などを考えますと、7月中には入札にかわる制度を決定し、周知することが大切かと思います。町の御見解をお伺いしたいと思います。

議長（大沢まり子君）

建設部長 亀井孝年君。

建設部長（亀井孝年君）

おはようございます。

私、今回が一般質問答弁の初めてでございますので、一生懸命説明させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、山田議員のマツタケ山のあり方についての質問にお答えさせていただきます。

山田議員の質問につきましては、マツタケ山の収入が非常に下がってきたと。入札制度を見直すと聞いているが、1つ目として、入札にかわる具体的な方法はということと、2つ目として、住民への周知はということでございます。

本定例会初日の町長挨拶の中で里山活性化について述べさせていただいております。重複するところがあるかと思いますが、私が最初に経緯、スケジュール等を述べさせていただきますので、後に町長から政策を述べさせていただきますので、よろしくお願いします。

初めに、経緯を報告させていただきます。

昨年9月15日に開催されました総務建設産業常任委員会の認定第1号 平成27年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定の審査におきまして、山田議員より、こけ山収入の平成27年度

決算額 44 万円については、その前年度は108万円、大昔には800万、1,000万円ほどであったと思うが、今年度は三十何万円と聞いていると。そこで、町長にお伺いしますということで、これだけ収入額が下がってきますと、御嵩町の里山に親しんでいただくような感じでフリーにしたり、鑑札制度にしたりとか、いろんな方法があるかと思います。もう少し町民の方が気軽に山に入って、とってもらってよいのではというような思いがします。いかがでしょうかという質問がございまして、町長からは、これをきっかけにしたいと思います。私が議員になったころには1,000万円を超えていた。それから下がる一方になってきて、今は 30 万円、40 万円の世界となっている。昔は一つの山でそれくらいの山は幾らでもあった。しかし、整備していく額と、こけ山の入札で権利をお渡しする額との雲泥の差がある。経費のほうがかかっていることになれば、私が町長になった当初から、もうこけ山を売るのはやめようかということを担当にずうっと言ってきた。そろそろ決断をしなくてはならない時期に来ていると思っているということでございます。来年度から方向を変えて、例えば名鉄を利用して、ふるさと納税をしていただいた方や、土曜・日曜に、小一月ありますから、自由に入らせていただくとか、町民の日を設けて、町民に1,000円くらい負担していただいて、なければ運が悪かった、あったら運がよかったねという程度で、山に親しんでいただけるようなやり方を研究してみたい。来年、できれば間に合うようにやっていきたいと思っている。議員の皆さんにも、いろんな方法があるかと思いますが、ぜひアイデアを出していただいて、違った形でのこけ山の生かし方を突き詰めていきたいというふうに答弁させていただいております。

その後、山田議員から、ぜひそんな形で進めていただきたいと思います。ただ、不特定多数の人が一遍に山に入ると、結構山が荒れること。それには、区域を絞って、ことしはこの区域、次の年はこの区域というふうに開放していくというような形もありますので、参考にさせていただきたいということを提言していただきました。

過去のこけ山収入をさかのぼって調べてみました。今から 30 年前の昭和 62 年度ですが、財産収入のこけ山収入額というのがございまして、1,409万840円。その年の歳入総額は 43 億5,000万円余りということで、歳入総額に占める割合は0.324%でした。その5年後の今から 25 年前の平成 4 年度のこけ山収入額は1,284万7,900円、その5年後の今から 20 年前の平成 9 年度のこけ山収入額は523万6,100円でした。その後も収入額は下がり、過去 10 年の平均額は 76 万5,000円ということで、随分下がっております。また、入札の参加者数も減っております。

過去 3 年の対象箇所数、入札参加者数、収入額について報告させていただきます。

平成 26 年度は 16 カ所を対象に入札制度を実施し、全箇所に延べ 30 名の方の応札があり、収入額は108万3,500円でした。そのうち落札額が1,000円の箇所が 2 カ所もありました。

平成 27 年度は 17 カ所を対象に入札を実施し、全箇所延べ 24 名の応募があり、収入額は 44 万 600 円。場所は異なりますが、落札額が 1,000 円の箇所が同じく 2 カ所ありました。

昨年、28 年度につきましては、低価格がついた箇所を企業の森づくり活動の場所に指定したことなどにより、箇所を 14 カ所に絞り込んで実施をいたしました。しかしながら、1 カ所は応募する方がなく、不調となっております。残り 13 カ所に延べ 27 名の応募があり、収入額は 32 万 3,900 円です。最低落札額の箇所は 3,000 円となっております。この 32 万 3,900 円という金額につきましては、平成 28 年度歳入総額の 88 億 9,000 万円余りで歳入比を比較しますと、0.004%ということになりまして、30 年前の昭和 62 年度の 0.324%と比較すると、約 80 分の 1ということになっております。金額では 40 分の 1ということになっております。少しでも収入が上がるように工夫をしながら事業を進めておりますが、応募者の減少により競争原理が働かなくなっており、結果として収入額は減少しているということでございます。

また、マツタケ山を維持管理する費用も支出をしております。400ヘクタール余りのマツタケ山に入山していただくためには、職員はもとよりでございますが、山林管理員の方に境界のテープ張り、案内等に從事していただく費用や、時期に合わせた林道の草刈り作業の委託など、100万円を超える費用が毎年必要となっております。そのため、平成 29 年度は入札を実施しないことを前提に、こけ山入札収入を当初予算に計上しておりません。

落札額減少の大きな要因につきましては、マツタケがとれなくなったことが考えられます。マツタケがとれなくなった理由でございますが、松の葉や枝を燃料や肥料として利用しなくなり、松林の林床環境が富栄養化したこと、松くい虫により松枯れが多発したことなどと言われております。

そこで、本定例会町長挨拶で述べさせていただいたように、里山活性化のため、新たな取り組みとして御嵩里山活性化ワーキングチームを設置いたしました。その活動については、町長が後ほど説明させていただきます。

私からは、ふだんマツタケ山に入れなくても入れるようなルールづくりについて、現在の検討内容について述べさせていただきます。

先進事例として、一般開放している自治体を探してみました。東北地方のあるまちでは、入山 10 回分の回数券を 5,000 円で、1 日ごとの入山券を 2,000 円で販売しております。地域の財産として、地元の方々が管理している場所を入山料として 1 日 2,000 円払えば、誰でもマツタケ狩りをしていいという方法でございます。この入山料は、マツタケ狩りの料金ではなく、安全に山歩きをするための管理料というような意味合いだそうで、マツタケがとれなくても文句を言うてはいけなそうです。マツタケ狩りではなく、マツタケ探しのイメージだというようなことも書いてありました。

入山者の厳守事項、必ず守るべき事項としては、1つとして、火気厳禁。山ではたばこを吸わない。ごみ・空き缶等は持ち帰る。入山時間は朝の午前5時から夕方の3時まで。健康に自信のない方は入山しない。鎌や草削り等による地表面削りは絶対行わない。入山券は他人に貸与・贈与等の不正はしない。入山券の提示を求められたときは必ず提示するなど、マツタケ山の環境を壊さず、次の年以降のマツタケ生育につながることをルールとしています。

また、東海地方のあるまちでは、ふるさと納税で50万円以上寄附された方に、9月から11月までの1シーズンの間、何度でもマツタケ狩りができる入山券を用意したそうです。

次に、山林管理員、水土里隊、可茂森林組合などのマツタケ山に詳しい方などに相談をしてみました。開放する区域は、安全に配慮した区域のみにしたらどうか。入場券販売の際に、自己責任と厳守事項の誓約書を義務づけたらどうか。日時限定の定員制で、案内人によるツアーを計画したらどうか。林道に多くの自動車が無秩序に進入すると混乱はしないか。入場者の善意のモラルだけで森は果たして守れるのかなどの意見をいただいております。このほか、担当者の間では、名鉄への情報提供、できればイベント切符の販売などをしていただけたらどうか。御嵩駅周辺での入場券の販売、観光協会・飲食店とのコラボレーション、毒キノコも生えていること、スズメバチ・蛇等に対する防御方法の周知、不正防止の監視体制など、課題について検討しております。

それでは、山田議員の質問に答えさせていただきます。

質問1つ目の、入札にかわる具体的な方法はについてでございますが、最少の経費で最大の効果、この場合でございますと、最終的にたくさんの方に森に親しんでいただき、御嵩町が誇れる里山に戻ることを目指しておりますが、初めての取り組みでございます。先進事例や専門家の意見を踏まえて、リスクをヘッジしつつ、メリットを享受できるようなベターな方法をシーズンに間に合うように詰めてまいります。

質問2つ目の住民への周知はでございますが、本定例会初日の町長挨拶での入札をしない旨の発言を受け、昨年度の応札者11名でございますが、今年度は入札しない旨を6月8日付で連絡をさせていただいております。町民の方には8月広報で入山方法を周知し、9月から事業を開始する予定でございます。

山田議員におかれましては、マツタケ山を見直すきっかけをつくっていただき、ありがとうございます。御嵩町にとって初めての試みです。短期ではなく、20年、30年先にマツタケがたくさんとれるような環境に戻るよう、試行錯誤を重ねながら、持続的に事業に取り組んでまいります。温かく見守っていただけたら幸いに存じます。私からの答弁は以上です。よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

部長の答弁が長かったので、私の答弁が短くなりましたが、お許しいただきたいと思います。山田議員の質問にお答えをいたします。

いわゆるごうとか、ごうかきというのは、方言なのか、通じるのかどうかわからなかったんですが、調べてみますと、正確には、ごうかきというのはこの地方、御嵩弁のようです。正式に辞書に載っているのはごかき、これが標準語のようであります。また、これを若手職員に話をした際に全く反応がなかったというのも事実でありまして、それだけ初めて聞くような言葉で、縁遠いような、そういう感覚できょんととしておりました。したがって、例えば昔よくあったような村八分とか、入会権などを使って燃料をそこからとっていたなんていう話はほとんど通じない話になってしまっております。この問題の根はそういうところにあるのではないのかなということを思っております。

今申し上げたように、60年前ぐらいまでは私も記憶に残しているんですけど、入会権のある方が山へ行って、ごとか、枯れ枝をとってきて、それで御飯を炊くようなことをしておられた時代があったわけであります。こうして、実は山が守られてきた。里山というのは、そういう山のことを言います。このころには、多分希少野生種という植物の心配をするような話にはならなかったんだろうなということを思っております。

大変のどかな生活ができた時代であります。今はそういうわけにいきませんので、当然山には入らなくなってしまった。これは私の持論ですが、人が川で遊ばなくなって、川は汚れた。人が山に入らなくなって、山が荒れた。そのように思っております。少なくとも山に人を入れることをしっかりと考えていきたいというふうに思っております。人が山に入り、ある程度整備をすれば、今起きているイノシシなどの有害鳥獣の問題も少しは緩衝帯ができて、イノシシも普通の里に出てくるようなことは避けていけるような気がしております。私たちの記憶に残すようなはるかかなたの話でありますから、ぜひ私自身もこういう現象にあらがいたいというふうに思っております。

過去の私の発言については、マツタケ山については、今、部長がお話をしたとおりであります。ほとんど私は、基本的に自分の言ったことはぶれないようにしたいというふうに思っておりますので、今もほとんど同じ気持ちであります。

これから、今後ということになりますけれど、御嵩町は町有林が多い。この維持管理というのは大変なんですけれど、これをネガティブに捉えるのではなくて、多いことをプラスと考えていく政策を打っていきたい、このように思っております。マツタケという楽しみ、インセンティブがあれば、ひょっとすると、その期間だけでもいろんな人が山に入ってくれるようにな

るのではないのかな。そこで、実は考えていただくような機会ができてくるのではないのかな
ということをご期待しております。

御嵩里山ワーキングチームに求めているものは、現段階から企画をきちんとして、山に親し
みを覚えていただく。これは町民もそうですし、町外の方にも山に対する親しみ、親近感とい
うものをきちんと持っていただけるような企画をしていくことにありと考えております。

11月初旬に予定されているイベントが多分最大のイベントになるかと思っておりますけれど、こ
こにどれだけつないでいくかということが一つの彼らのテーマとして与えてあります。

今後、部長が言いましたように、ルールづくりや広報、情報の、いわゆるアウトプット、受
け手に対してどういう情報をきちんと流していくかということをご正確にしなければいけません
ので、御嵩町の方針、またイベントの計画について、しっかりとお伝えしながら、山に入っ
ていただく方というものをとにかく一人でも多くしていきたいというふうに思っております。

山田議員も山ではシイタケをつくられたり、いろいろおやりになっておりますので、11月
初旬ですと、ちょっと間に合うか間に合わんかわからないんですが、少なくともそれらのイン
センティブがあることによって人が入ってくれる可能性があると思っておりますので、山とは楽しい
ところなんだということをご改めて経験していただけるような、そのような企画をしてまいり
たいと、このように思っております。

課題は山積しておりますけれど、期待感を持って、若手がどういう発想をしていくのか。若
手の中には、初めて山に入るという若手もございましたので、いい経験になったかと思
っておりますけれど、それをどう広げていくかということをご彼らのテーマとして取り組ませ
たい、このように思っておりますので、よろしくごお願いいたします。

〔9番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

9番 山田儀雄君。

9番（山田儀雄君）

ただいまは部長と町長のほうから前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。

亀井部長がおっしゃったように、ほとんど内容的にはできている状態なので、9月の下旬か
ら、早いものですと発生が始まりますので、できれば7月いっぱい、8月、9月には周知を
していけるような形でやっていただけたら本当にありがたいなと思っておりますし、町長が
おっしゃったように、町民の皆さんが山に入って、1人でも2人でもとれると、本当にまた
楽しみがふえるのかなというような思いもありますので、どうか前向きに進めていただ
きたいと、こんなふうに思っております。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで山田儀雄君の一般質問を終わります。

以上で、通告のありました町政一般に対する質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月16日の午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午前 11 時 35 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員